

新型コロナウイルス感染症に関する 町税などの納付相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入などが著しく減少し、町税などの納付が困難になった人について、法令の要件を満たす場合は、納付期限の延長や納付の猶予ができる場合がありますので、下記の担当課までご相談ください。

区 分	問い合わせ先	区 分	問い合わせ先
町・県民税	税 務 課 ☎32-1103	町営住宅使用料	改良住宅対策室 ☎32-5079
固定資産税		水道料金	水 道 課 ☎32-5082
軽自動車税		公共下水道使用料	
国民健康保険税		農業集落排水使用料	
後期高齢者医療保険料	健康福祉課 ☎32-1105	コミュニティ・プラント使用料	
介護保険料			

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法にご注意ください！

新型コロナウイルス感染症の拡大に関連した悪質商法の相談が全国で増加しています。消費者被害を未然に防止するため、町民の皆さんも以下のような事例にご注意ください。

《事例》

- ・「助成金を振り込むので、銀行口座番号・キャッシュカード番号を教えてください」という不審な電話があった。
- ・「新型コロナウイルスの検査が誰でも無料で受けられます。マイナンバーカードが必要で、自宅に行く」という電話があった。
- ・「新型コロナウイルスが、水道水に混ざっている可能性がある。今から調査に行くので自宅を教えてください」という電話があった。

《対応例》

- 1 身に覚えのない怪しい電話やメールは無視しましょう。(なるべく留守番電話に設定しておきましょう。)
- 2 見知らぬ人が自宅を訪問した際は用件を確認し、怪しいと感じた場合には、玄関を開けないできっぱりと断りましょう。
- 3 絶対に口座情報や暗証番号を教えたり、キャッシュカードなどを渡さないでください。
- 4 不審に思った場合や、トラブルにあった場合は消費者ホットライン「188(いやや!)」または、町役場までご連絡ください。

☎ 企業誘致・商工観光課 ☎32-1108

高田祭は中止になりました

高田祭実行委員会では、新型コロナウイルス感染拡大が続く情勢をふまえ、感染拡大防止の観点から、祭の観覧者、参加者、関係者の健康・安全面を最優先とし、5月16日(土)・17日(日)に開催を予定していた「高田祭」の中止を決定しました。

関係者および祭を楽しみにされていた皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただくとともに、来年以降の安心安全な高田祭の開催に向け努めていきますので、引き続き、ご支援・ご協力いただきますようお願いいたします。

☎ 企業誘致・商工観光課 ☎32-1108